



平成18年5月10日

各位

会社名 八千代工業株式会社
代表者の役職氏名 取締役社長 大竹 茂
(JASDAQ・コード 7298)
問い合わせ先 常務取締役 杉山 幸右
TEL 04-2955-1211

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月10日開催の定例取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月22日開催予定の第53回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1)平成18年5月1日に施行された「会社法」(平成17年法律第86号)に基づき、必要な規定の整備を行うものであります。
- (2)その他、文言の変更および条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更を決議する定時株主総会開催日	平成18年6月22日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年6月22日(木曜日)

以上

別 紙 定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 当社は、八千代工業株式会社と称し、英文では、YACHIYO INDUSTRY CO. , LTD. と表示する。 (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 自動車および自動車部品の製造、販売および修理 (2) 娯楽教育用の車輛、舟艇、その他乗物の製造および販売 (3) 金属製品および樹脂製品の製造および表面処理加工 (4) 前各号に関連する技術の供与および前各号に関連する装置、部品、用品の製造および販売 (5) 倉庫業および不動産の賃貸 (6) 前各号に関連する一切の業務 (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を埼玉県狭山市に置く。 (新 設)	第 1 章 総 則 第 1 条 (現行どおり) 第 2 条 (現行どおり) 第 3 条 (現行どおり) <u>(機関)</u> 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 第2章 株 式 (会社が発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は、7,000万株とする。 (新 設) (取締役会決議による自己株式の買受け) 第6条 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u> (<u>1単元の株式の数</u>および単元未満株券の不発行) 第7条 当会社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。 ② 当会社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。	第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、7,000万株とする。 (株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。 (取締役会決議による自己の株式の取得) 第8条 当会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> (<u>単元株式数</u>および単元未満株券の不発行) 第9条 当会社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 ② 当会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式</u>（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。<u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(<u>単元未満株式の買増</u>) 第<u>8</u>条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下、同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて<u>1単元の株式の数</u>となるべき数の株式を売り渡す<u>べき旨</u>を請求することができる。 (株式取扱規則) 第<u>9</u>条 当社の<u>株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取および買増、届出の受理その他株式に関する手続きならびに手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</u> (<u>名義書換代理人</u>) 第<u>10</u>条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 ② <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する</u>。	(<u>単元未満株式の売渡</u>) 第<u>10</u>条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下、同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その<u>有する</u>単元未満株式と併せて<u>単元株式数</u>となる数の株式を売り渡す<u>こと</u>を請求することができる。 (株式取扱規則) 第<u>11</u>条 当社の株式に関する<u>取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u> (<u>株主名簿管理人</u>) 第<u>12</u>条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 ② <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定める</u>。

現 行 定 款	変 更 案
③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下、同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取および買増、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u> （基準日） 第11条 当会社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> ② 本定款に定めるもののほか、権利を行使できる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは<u>登録質権者</u>をもって、その権利を行使することのできる株主または<u>登録質権者</u>とする。	③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下、同じ。）<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u> （基準日） 第13条 当会社は、<u>毎事業年度末現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> ② 本定款に定めるもののほか、権利を行使できる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは<u>登録株式質権者</u>をもって、その権利を行使することのできる株主または<u>登録株式質権者</u>と<u>することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株 主 総 会 (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u> (新 設) ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議にもとづき、取締役社長がこれを招集する。 ③ 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集する。 ④ <u>株主総会は、本店所在地もしくはその隣接地にこれを招集することができる。</u> (議長) 第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。	第 3 章 株 主 総 会 (招集) 第14条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集する。</u> ② <u>前項のほか必要のある場合は、いつでも株主総会を招集する。</u> ③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。 ④ (現行どおり) (削 除) 第15条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(決議) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 ② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。 (議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② 前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。 (議事録) 第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印する。 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当会社の取締役は、20名以内とする。	(決議) 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。 (議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。 (議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し当会社の本店に10年間備え置く。 第4章 取締役および取締役会 第19条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(選任) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (任期) 第19条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に満了する。 ② 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。 (代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、また取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。 ② 取締役社長は、当会社を代表する。 ③ 取締役社長のほか、取締役会の決議により当会社を代表する取締役を定めることができる。	(選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 ③ (現行どおり) (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除) (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会) 第21条 取締役会に関しては、法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会において定める取締役会規則による。 (新 設) (取締役会招集の通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日より<u>3日</u>前に各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを<u>開く</u>ことができる。 (取締役の報酬) 第23条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議<u>をもってこれを定める</u>。	(取締役会) 第23条 (現行どおり) ② <u>当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を行い、監査役が当該提案につき異議を述べないときは、当該提案を承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u> (取締役会招集の通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日より<u>3日前までに</u>各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを<u>開催する</u>ことができる。 (取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議<u>によって定める</u>。

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会 (員数) 第24条 当社の監査役は、4名以内とする。 (選任) 第25条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 (任期) 第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時に満了する。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。 (常勤の監査役) 第27条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u> (監査役会) 第28条 監査役会に関しては、法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか、監査役会において定める監査役会規則による。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。	第 5 章 監査役および監査役会 第26条 (現行どおり) (選任) 第27条 (現行どおり) ② 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 (任期) 第28条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時<u>まで</u>とする。 ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠</u>として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する</u>時までとする。 (常勤の監査役) 第29条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> 第30条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会招集の通知) 第29条 監査役会の招集通知は、会日より<u>3日</u>前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ② 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを<u>開く</u>ことができる。 (監査役の報酬) 第30条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議<u>をもってこれを定める</u>。	(監査役会招集の通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日より<u>3日</u>前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ② 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを<u>開催する</u>ことができる。 (監査役の報酬等) 第32条 監査役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める</u>。
第 6 章 計 算 (<u>営業年度および決算期</u>) 第31条 当会社の<u>営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末日を決算期とする。</u> (<u>利益配当金</u>) 第32条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対して支払う。</u>	第 6 章 計 算 (<u>事業年度</u>) 第33条 当会社の<u>事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</u> (<u>期末配当金</u>) 第34条 <u>当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(中間配当) 第<u>33</u>条 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対して<u>金銭の分配</u>（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。 (配当<u>金等</u>の除斥期間) 第<u>34</u>条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。	(中間配当) 第<u>35</u>条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を</u>することができる。 (配当の除斥期間) 第<u>36</u>条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。